

◇ 保育を必要とする証明について

保育を必要とする事由	提出書類
就労	<p>勤務等証明(申告)書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社勤務の方は、表の①欄及び②欄に勤務先の証明が必要です。 ・ 自営業、内職、農業等の方は、表の③欄に詳しく記入し、⑥欄にご本人の署名、捺印が必要です。
妊娠、出産	勤務等証明(申告)書、母子健康手帳(表紙と出産予定日が記載されたページの写し)
保護者の疾病、障がい	<p>勤務等証明(申告)書及び、下記の㉞、㉟のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ㉞医師の診断書 (病名、治療期間、保育できない旨を明記) ㉟手帳の写し (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
親族の介護、看護	<p>介護・看護状況申告書及び、下記の㉞、㉟のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ㉞医師の診断書 (病名、治療期間、介護が必要な旨を明記) ㉟手帳の写し (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
災害復旧	<p><small>りさい</small> 罹災証明書</p>
求職活動	<p>誓約書</p> <p>※就労期限は<u>保育所入所後3か月以内</u>です。就労先が決定次第、勤務等証明(申告)書を必ず提出してください。</p> <p>※求職期間中は保育利用時間が短時間のみとなります。勤務等証明(申告)書を提出後、就労時間が月120時間以上の場合は、申請した翌月より保育利用時間を標準時間に変更することができます。</p> <p>※なお、勤務等証明(申告)書を提出されない場合は、保育所の継続利用ができません。</p>
就学、職業訓練	勤務等証明(申告)書、在学証明書(又は学生証の写し)、受講証明書等(就学先による受講期間の明記)
育児休業を取得して育児中	勤務等証明(申告)書(勤務先による育休期間の明記)
その他	状況を証するもの(事件係属証明書、失踪証明書等)